

「三浦市立病院経営強化プラン(素案)」について
パブリックコメント(意見募集)を実施します!

意見募集期間

令和6(2024)年

1月15日(月)~2月14日(水)

三浦市立病院

三浦市立病院 事務局 総務課

「三浦市立病院経営強化プラン（素案）」のパブリックコメント（意見募集）について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体が経営する病院事業は、事業単体としても、また、当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層の健全経営が求められています。

三浦市立病院は、平成 19 年度に産婦人科医師及び小児科医師がそれぞれ 1 名となり、お産並びに小児の入院及び救急対応が休止となりました。また、同年度に経営健全化計画の策定を余儀なくされました。さらに、平成 20 年度には内科及び整形外科医師の派遣が途絶え、病院存亡の危機を迎えることとなりました。

このような中、三浦市立病院の再生をかけた取組を真剣に検討し、過去、「三浦市立病院改革プラン（平成 21 年度～25 年度）」、「三浦市立病院改革プラン（平成 29 年度～令和 2 年度）」として中期計画を策定し、職員一同、日々経営改善に取り組んできました。

総務省より令和 4 年 3 月に発表された公立病院経営強化プランガイドラインに基づき、持続可能な安定した経営基盤を確保して、地域住民の皆様に信頼され、当院に期待される役割を果たせるよう、三浦市立病院経営強化プラン（以下、本プラン）を策定して経営改善を継続し、令和 6 年度～令和 9 年度の目標の進行管理を行っていきます。

このたび、「三浦市立病院経営強化プラン（素案）」を作成しましたので、市民の皆様からご意見を募集します。

※ 計画内容については、別添の資料「三浦市立病院経営強化プラン（素案）」をご覧ください。

1 意見募集案件名

「三浦市立病院経営強化プラン（素案）」について

2 意見募集期間

令和 6（2024）年 1 月 15 日（月）から 2 月 14 日（水）まで

（※郵送の場合は、当日消印有効）

3 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

4 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に明記の上、意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。なお、電話や口頭による意見はご遠慮願います。

- ・ 氏名（法人、団体の場合は、名称、代表者の氏名）
- ・ 住所（法人、団体の場合は、事務所等の所在地）
- ・ 年齢
- ・ 連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）

(1) 直接持参する場合

三浦市立病院 総合案内窓口

午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く）

(2) 郵送する場合

〒238-0222 三浦市岬陽町4番33号

三浦市立病院 事務局総務課あて

(3) ファックスを利用する場合

046-881-7527

三浦市立病院 事務局総務課あて

(4) 電子メールを利用する場合

byouin0101@city.miura.kanagawa.jp

5 留意事項

- ・ 意見の公表等は、市立病院のホームページ、市立病院総合案内窓口、南下浦出張所、初声出張所及び市民協働課閲覧棚で行います。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしません。また、ご提出いただいた書類は返却しません。
- ・ ご提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご了承ください。

6 問い合わせ先

三浦市立病院事務局総務課

電話 046-882-2111 内線 5102、5103